

お知らせ

「電子メール等を活用した工事書類提出等に関する実施要領」 の改定について

徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部が発注する土木工事において、受注者及び監督員の業務の効率化を図るため、電子メール及び「徳島県オンラインストレージサービス」（以下「電子メール等」という。）を活用した工事書類の提出等を実施しておりますが、この度、次のとおり実施要領を改定しましたので、お知らせします。

なお、この実施要領は、令和5年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う土木工事から適用します。

1 主な改定内容

(1) 工事实績データについて

コリンズ・テクリスシステムの改修に伴い、工事实績データの登録方法について修正